

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称  
 住所  
 代表者氏名  
 電話番号  
 FAX番号  
 メールアドレス

アーチ  
 株式会社 Arch  
 奈良県生駒市北田原町2453番地12  
 ウエタマツ  
 代表取締役 上田睦  
 TEL 0743-79-9535  
 FAX 0743-79-9538  
 a-veda@arch-inc.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称

株式会社 Arch

住 所

奈良県生駒市北田原町2453番地12

代表者氏名

代表取締役 上田睦

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	マーチ 株式会社 Arch		
住 所	奈良県生駒市北田原町2453番地12		
フリガナ 代表者の氏名	ウエタマツシ 代表取締役 上田睦		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
事業所の所在地 事業者の所在地	奈良県生駒市高山町 12618	奈良県生駒市北田原町 2453番地12	令和3年9月2日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県生駒市北田原町 2453 番地 12  
株式会社 A r c h

会社法人等番号	1500-01-019932	
商 号	株式会社 A r c h	
本 店	<u>奈良県生駒市高山町 12618 番地</u> <u>奈良県生駒市北田原 2453 番地 12</u> 奈良県生駒市北田原町 2453 番地 12	
	令和 3 年 7 月 15 日移転	
	令和 3 年 7 月 20 日登記	
		令和 3 年 9 月 2 日更正
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成 27 年 4 月 27 日	
目的	1. 紙排水設備工事 2. 機械設備工事 3. 設備設計・管理業務 4. 住宅・店舗リフォーム業務 5. その他適法な一切の事業	
発行可能株式総数	1 万株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200 株	
資本金の額	金 200 万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。	
役員に関する事項	取締役	上 田 瞳

奈良県生駒市北田原町 2453 番地 12  
株式会社 A r c h

	<p>奈良市学園朝日元町二丁目 527 番地の 11C &amp; Y 学園前 204 号 代表取締役 上田睦</p> <p>奈良市学園朝日元町二丁目 1909 番地の 8 代表取締役 上田睦</p>	<p>平成 27 年 8 月 19 日住所 移転</p> <p>-----</p> <p>令和 3 年 9 月 8 日登記</p>
登記記録に関する事項	設立	平成 27 年 4 月 27 日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3 年 9 月 17 日

奈良地方法務局

登記官

南 英 樹



# 定 款

株式会社A r c h

平成 27 年 3 月 27 日 作 成



# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社 Arch と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 給排水設備工事
2. 機械設備工事
3. 設備設計・管理業務
4. 住宅・店舗リフォーム業務
5. その他適法な一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県生駒市に置く。

(公告)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、1万株とする。

(株券の不発行)

第6条 当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限等)

第7条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

- ② 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。



(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 8 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録されている者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これを共同して当会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第 10 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(基準日)

第 11 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利行使することのできる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に隨時これを招集する。



(招集権者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長たる取締役が招集する。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは、予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(代理人)

第17条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

- ② 株主は、2名以上の代理人を選任することはできない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

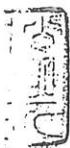
第19条 当会社の取締役は、1名以上とする。

- ② 当会社の取締役は、株主の中から選任する。ただし、必要に応じて株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。



(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 22 条 当会社の取締役が複数名いる場合には、株主総会の決議により代表取締役 1 名以上を定め、そのうち 1 名を社長とする。

- ② 当会社に置く取締役が 1 名の場合には、その取締役を社長とする。
- ③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

## 第 5 章 計 算

(事業年度)

第 23 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 24 条 当会社は、剰余金を株主総会の決議によって、毎事業年度末日における最終の株主名簿に記載若しくは記録された株主又は登録株式質権者に配当する。

- ② 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満 3 年を経過しても受領のないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。
- ③ 未払いの剰余金の配当には、利息をつけない。

## 第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第 25 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 200 万円とする。

- ② 当会社の成立後の資本金の額は、金 200 万円とする。

(最初の事業年度)

第 26 条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成 28 年 3 月末日までとする。



(設立時取締役、設立時代表取締役)

第27条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 上田 瞳

設立時代表取締役 奈良市学園朝日元町二丁目 527番地の11 C&Y 学園前 204号  
上田 瞳

(発起人の氏名又は名称、住所並びに引受株式数及び払込金額)

第28条 当会社の発起人の氏名又は名称、住所並びに発起人が割当てを受ける設立時  
発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

奈良市学園朝日元町二丁目 527番地の11 C&Y 学園前 204号  
上田 瞳 200株 金 200万円

(設立時の本店所在場所)

第29条 当会社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。

奈良県生駒市高山町 12618番地

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社 Arch 設立に際し、発起人 上田 瞳 の定款作成代理人である  
行政書士 硫谷 賢祐 は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成27年3月27日

発起人 上田 瞳

上記発起人の定款作成代理人

東京都中央区銀座一丁目 14番7号 銀座吉澤ビル3階

行政書士 硫谷 賢祐





## 同一の情報の提供

提供の日付： 平成27年4月15日

公証人：

松尾昭彦



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 15-1401000702000116

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人： 松尾 昭彦

所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市内侍原町6番地

奈良県林業会館ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

以上、相違ございません

令和3年9月22日

奈良県生駒市北田原町2453番地12

株式会社 Arch

代表取締役 上田



## 臨時株主総会議事録

1. 日 時:令和3年7月15日 午前10時から午前11時
2. 場 所:当会社本店会議室
3. 出 席 者:

発行済株式総数	200株
この議決権を有する総株主数	1名
この議決権の数	200個
本日出席株主数(委任状出席を含む)	1名
この議決権の個数	200個
4. 議 長:代表取締役 上田睦
5. 出席役員:取 締 役 上田睦

### 第1号議案 本店移転の件

代表取締役上田睦は議長席に着き、定款により議長たることを述べ、本総会の開会を告げ、本日の出席株主数およびその持株数、議決権数を前記のとおり報告し、定足数を満たしているので本総会は適法に成立した旨を述べ、直ちに議事に入った。

### 議 案 定款一部変更の件

議長は、業務の都合上、定款第3条を次のとおり変更したい旨を述べ、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを承認可決した。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を奈良県生駒市北田原町2453番地12に置く。

尚、本店移転日は令和3年7月15日とする。

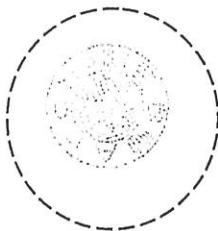
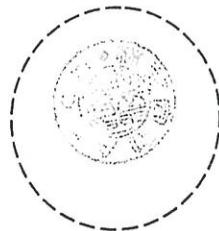
以上をもって本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。

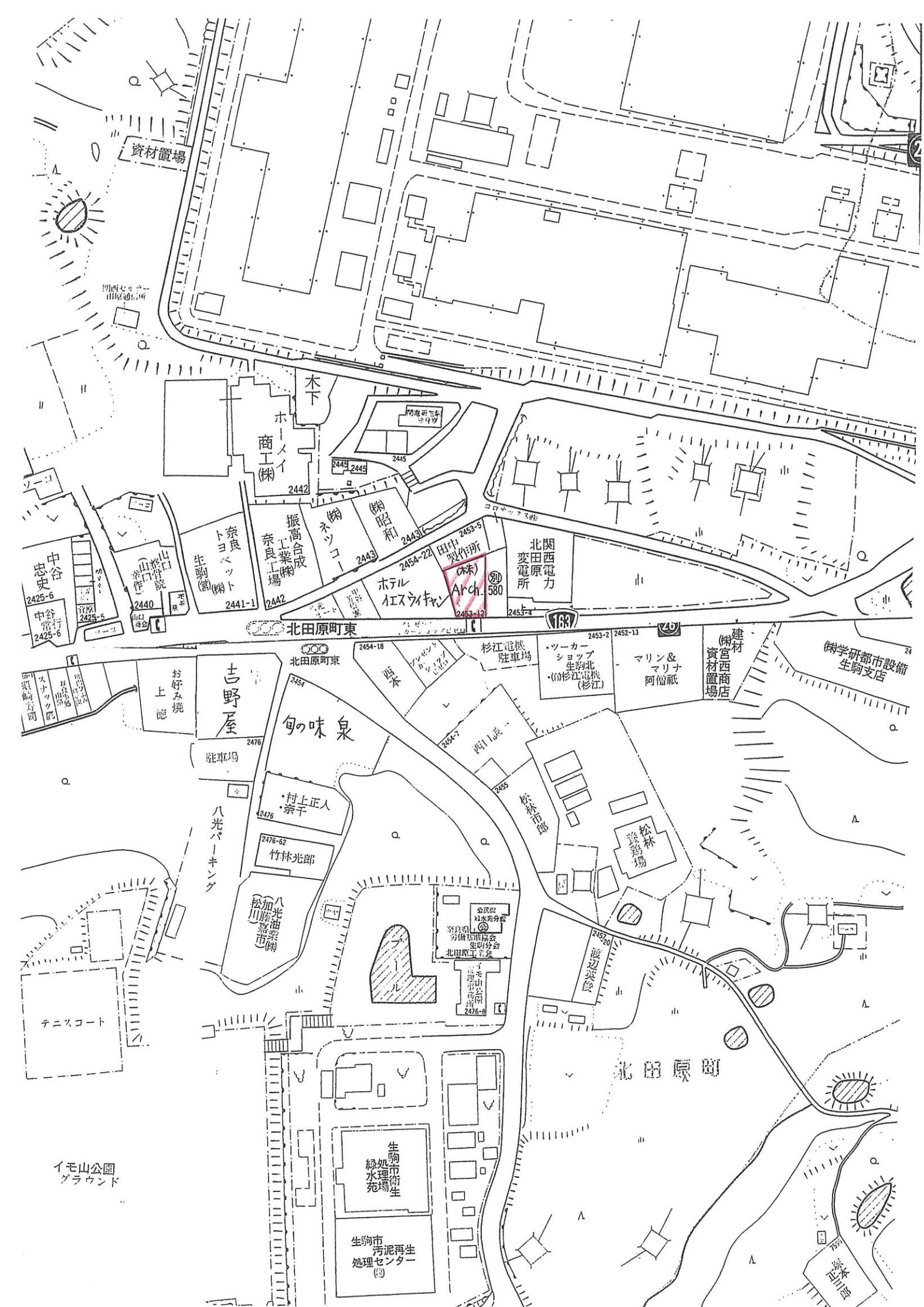
上記決議を明確にするため、本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

令和3年7月15日

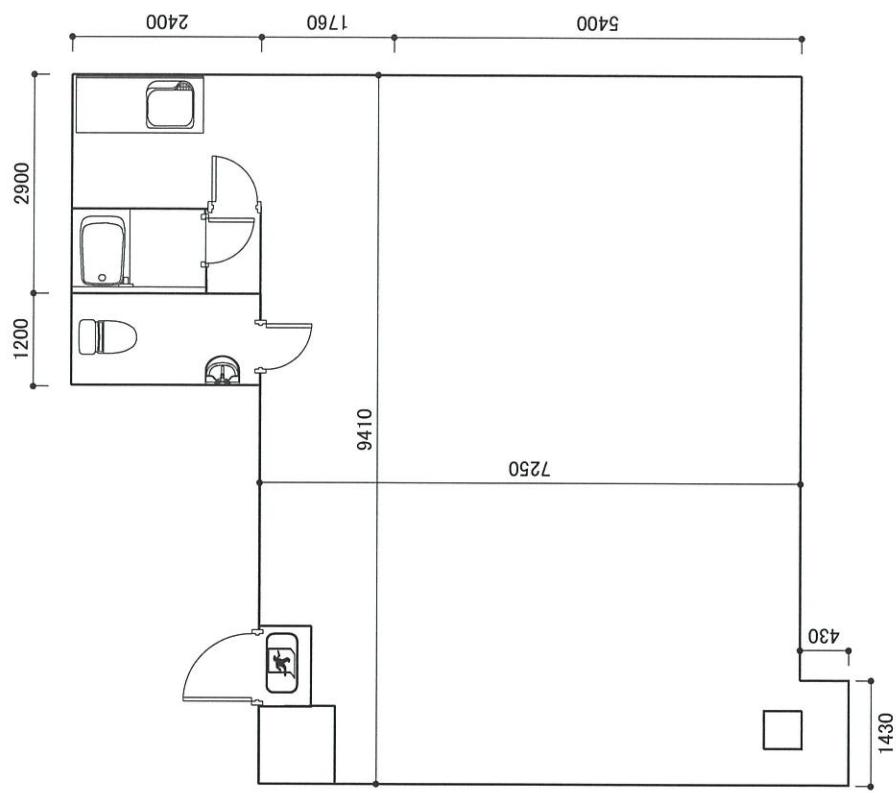
株式会社Arch 臨時株主総会

議事録作成者 代表取締役 上田睦





3F 平面図



2F 事務所 平面図

